3　とられた特別セーフガード措置は、そのとられた年の終了時までに限り、維持される。

注釈　この3の規定の適用上、「年」とは、その年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

4　締約国は、同一の産品について、二国間セーフガード措置、暫定的な二国間セーフガード措置又は千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づき適用された措置をとり、又は維持すると同時に、この条の規定に基づく特別セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

5　特別セーフガード措置に関する規定は、この協定の効力発生の後十年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）第三編第一節（日本国の表についての注釈）3に規定する発動水準の引上げ、1に規定する特定の農産品であって原産品であるものに適用される関税の引下げ、市場の条件が許容する場合における特別セーフガード措置の廃止等の措置を通じて、当該農産品の市場アクセスを改善する観点から行われる。

第二・十九条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

2　締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象である産品について、この節の規定に基づく二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとることができず、また、締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象となる産品について、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置を引き続き維持することができない。

3　この節に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。当該締約国は、1(a)又は(b)の規定に従って適用されるセーフガード措置の終了後は、原産品の輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第三節　他の規定

第二・二十条　市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し

1　第二・四条の規定の適用上、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の一の締約国の表第二節の表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、割当数量の増加、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

2　両締約国は、日本国が第三国との国際協定に基づいて当該第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として、1に規定する原産品の日本国の市場における競争力に重大な変化がある場合には、オーストラリアの当該原産品に対して同等の待遇を与える観点から見直しを行う。両締約国は、当該第三国との国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該日の後六箇月以内に完了することを目指して行う。

第二・二十一条　物品の貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　次の事項その他のこの章の規定に関連する問題について討議すること。

(i)　両締約国間の物品の貿易を促進すること（この協定に基づく関税の更なる自由化及び関税の撤廃時期の繰上げに関する協議による促進を含む。）。

(ii)　両締約国間の物品の貿易に対する関税措置及び非関税措置について対処すること。

(iii)　各締約国の関税割当ての運用に関する問題（その運用において透明性を促進することを含む。）に対処すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国間の貿易を円滑化する取組について検討するために、いずれかの締約国が提起した非関税措置について見直しを行う。小委員会は、必要な場合には、合同委員会に対し、その見直しによる所見を報告する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第二・二十二条　附属書一の改正

1　附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の改正（ただし、統一システムの改正を実施するための改正であって、他方の締約国の原産品に同附属書の規定に従って適用される関税の税率の変更を伴わないものに限る。）については、国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

2　1に規定する改正は、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

第二・二十三条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の権限を与えられた機関は、同規則に定める詳細な規則に従って、関税割当ての適用及びその他の関連事項に関する任務を遂行する。

第三章　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限を与えられた機関」とは、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

(b)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。